

吉田町監査委員告示第 3 号

吉田町監査委員監査等実施要領をここに制定する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

吉田町監査委員 藁科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

令和 3 年 3 月 3 0 日 吉田町監査委員要領第 1 号

吉田町監査委員監査等実施要領
(別紙のとおり)

吉田町監査委員監査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を吉田町監査基準（以下「監査基準」という。）に沿って行うために、監査基準に規定する項目のうち、特に留意を要する事項について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、次に掲げる監査等について公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって町行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

(1) 財務監査及び行政監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されている。このことから、監査基準第2条第1項第1号及び第2号においても、同様に規定したところであり、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査するものとする。

(2) 決算審査

決算審査については、監査基準において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することが求められているが、これに加え、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査するものとする。

(3) (1)及び(2)以外の監査等

(1)及び(2)以外の監査等についても、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査等を行うものとする。

(議決による権利放棄に関する監査委員の意見)

第3条 住民監査請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決に係る監査委員の意見の決定については、財務会計行為の性質、町長若しくは委員会の委員若しくは委員

又は職員（以下「町長等」という。）の帰責性の程度、当該権利の放棄による影響、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定することが可能であることその他監査委員が必要と認める事項を考慮するものとする。

（リスクの識別、評価及び対応）

第4条 効率的かつ効果的に監査等を実施するためには、次に掲げるとおり監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、リスクが高い事務事業に監査資源を配分するものとする。

(1) リスクの識別

監査委員は、次の方法を活用してリスクを識別するものとする。

ア 事務手続の流れを基に、リスクが存在する事務事業を優先的に特定する。

イ 他団体においてリスクが顕在化した事案を基に、同様の事案があるかどうかを確認する。

ウ 監査等の結果として過去に指摘した事項から、リスクを識別する。

(2) リスクの評価

(1)により識別したリスクについて、量的重要性及び質的重要性を評価するものとする。

ア 量的重要性については、当該リスクが生じる可能性及び当該リスクがもたらす影響の大きさの観点から検討を行うものとする。その際、当該リスクが生じる可能性については、高・中・低等、当該リスクがもたらす影響の大きさについては、大・中・小等と段階に分けて評価するものとする。金額としての影響を見積もることができるものについては、金額により、その他のものについては、例えば、総件数や総人数の一定割合といった一定の指標によるものとする。

イ 質的重要性については、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等の観点から検討を行うものとする。

(3) リスクへの対応

(2)により量的重要性及び質的重要性が高いと評価したリスクについては、その発現を看過する可能性を低い水準に抑えなくてはならない。そのため、監査の重点項目として、監査資源を優先的に配分した手続を実施するものとする。

他方、量的重要性及び質的重要性が低いリスクに対しては、合理的に監査資源を配分した手続によりリスクの発現を看過する可能性を低い水準に抑えるものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第5条 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、町長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が、都道府県及び指定都市に義務付けられ、その他の市町村には努力義務が課せられた。

町は、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在している。

このため、内部統制を前提として、文書化された業務のマニュアル等関連文書の閲覧、ルールに即して業務が行われているか等、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、内部統制に依拠し、効果的かつ効率的な監査を行うこととする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、次に掲げる事項等、必要に応じて是正または改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努めるものとする。

- (1) 決算審査の過程において、決算その他関係書類と証拠書類の計数が符合しない場合には、正確な計数への修正を求める。
- (2) 監査の過程で発見された内部統制の重大な不備については、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講ずるよう求める。
- (3) 監査の過程で発見された経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対して、改善策を提言する。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第7条 監査委員は、次に掲げるとおり各種の監査等の有機的な連携及び調整を図るものとする。

- (1) 決算審査と財務監査の連携

決算審査については、数値の正確性に加え、数値の裏付けとなる資料等を審査する場合、既に財務監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、例えば決算審査において予算執行の効率性の確認や財務分析に注力すること等、決算審査の充実及び強化を図るものとする。

- (2) 決算審査と例月出納検査の連携

例月出納検査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、(1)と同様、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化を図り、決算審査の充実及び強化を図るものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第8条 監査委員は、次に掲げるとおり監査専門委員及び外部監査人との連携を図るものとする。

(1) 監査専門委員との連携

監査委員は、監査等の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、監査専門委員を選任し、調査を委託することができるものとする。監査委員は、ICT、建築、環境等の専門性が求められる分野について、監査専門委員を選任し、連携して監査等を行うことで、専門的な知識の裏付けに基づいた監査等を行うことができるものとする。

(2) 外部監査人との連携

監査委員は、監査等を実施するに当たっては、外部監査人の監査等の実施に支障を来さないよう、相互の連携を図り、必要に応じ、外部監査人と意見交換を行う等の連携を図らなければならない。監査委員と外部監査人との間に有効な双方向の意思疎通が行われ、それぞれの監査結果を活用することにより、それぞれが担う監査等を効果的かつ効率的に行うことができるものとする。

(監査等の事後検証)

第9条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、適時、措置状況の報告を求め、その状況を的確に把握するよう努めるものとする。当該措置が十分でない場合等には、必要に応じて監査等の対象組織と意見交換を行い、改めて次年度の監査対象とすること、新たに勧告を行うこと、勧告において措置を講ずる期限を設けること又は複数回勧告を行うこと等の必要な対応を講じることにより監査等の実効性を高めるものとする。

また、監査等の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象組織のみならず全庁的に共有することで、各組織の主体的な業務の改善につなげるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。